

公示番号：190026

国名：ブルキナファソ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：農業・農村開発政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業・農村開発政策アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月中旬から2020年5月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.70M/M、現地 8.00M/M、合計 8.70M/M
- (3) 業務日数：
 - ・国内準備 4日
 - ・第1次現地業務 60日
 - ・国内作業 2日
 - ・第2次現地業務 60日
 - ・国内整理 2日
 - ・第3次現地業務 60日
 - ・国内整理 2日
 - ・第4次現地業務 60日
 - ・国内整理 4日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年3月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月9日（火）までに個別

に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務	農業・農村開発セクターにおける各種業務
対象国／類似地域	ブルキナファソ／全途上国
語学の種類	仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱

入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ブルキナファソ国は、国土面積 274 千 k m²、人口 19 百万人（2017 年）、一人当たりの GDP は 677 ドル（2017 年）である。農業セクターは GDP の約 3 割、就労人口の約 8 割を担っており、総人口の約 8 割及び貧困層の約 9 割が農村地域に居住していることから、食料安全保障や貧困削減の観点からも農業分野は重要なセクターである。

ブルキナファソ国政府は第 2 次国家農村セクタープログラム (PNSR II、2016-2020) を策定し、農業セクターを持続的で経済成長の原動力と成長させ、全ての国民が健康的かつ活力のある生活を過ごすために食糧へのアクセスを確保することを目標としている。

他方、ブルキナファソの農業は天水農業が主体であり、降雨量等の気象条件に大きく左右される脆弱な農業体系となっており、更に農業資機材（肥料・種子・農業機械等）投入も進まず低い生産性に留まっている。筆頭産業である綿花や金の輸出に依存した産業構造が続いている。しかしこれら綿花・金は国際価格の変動の影響を受けやすく、かつ金は有限資源であるため、持続的経済成長を遂げるためにも農産品多様化推進の取組みが求められている。

我が国は 2018 年 8 月に国別開発協力方針を策定し、重点分野（1）として「農業開発」を定め、農業生産物の多様化、高付加価値化等により農業従事者の所得の安定及び向上を図り、経済成長の加速化を支援することとしている。

このようなブルキナファソ国の政策、我が国の国別援助方針等に沿って、JICA は以下の支援活動を実施している。

(1) 政策アドバイザー

2016年9月から2018年9月までブルキナファソ国に前任となる本アドバイザーを派遣し、

- ・ブルキナファソ国政府・開発パートナーから成るドナー会合に毎月参加をし、基礎情報の収集ならびに、ブルキナファソ国の開発政策・計画に対してドナー全体のコメントを取り纏め報告を実施
- ・ブルキナファソ国における JICA プロジェクトの各運営委員会に参加し、プロジェクトの円滑な推進のための専門的助言を実施
- ・ブルキナファソ国内の灌漑施設を調査し、課題分析を行い、灌漑施設の修復・維持に向けた新規案件を形成
- ・ブルキナファソ国内における開発可能な灌漑地区を特定するための基礎調査（調査時には C/P を同行させるなど、同時に技術移転を実施）を実施

（2）農業生産物の多様化、高付加価値化のための協力

2013年から2015年まで「市場志向型農産品振興マスタープラン策定支援（PAPAOM）」開発調査を実施し、国内、域内、国際市場で流通している商品としてマンゴー、いちご、玉ねぎ、大豆の4品を選定し、各農産品振興にかかるマスタープランの策定などを支援した。

その結果、2017年9月から2019年1月まで大豆バリューチェーン強化専門家を派遣し、大豆生産者の組織化を通じた大豆振興を支援した。現在もブルキナファソ国側でこれらの取り組みを継続中であるが、大豆生産技術の向上、大豆フィリエール¹間の連携強化など残された課題は少なくない。

また、2014年10月から2019年9月まで「ゴマ生産支援プロジェクト」を実施し、ゴマの生産性の改善やゴマ関係者のマーケティング能力の改善などを通じ、対象農家のゴマの生産性と収入の改善、農民間普及のための能力向上を支援している。ブルキナファソ国は本プロジェクトで支援した農民間普及の手法を高く評価しており、今後は本手法の主流化による農業従事者の所得の安定及び向上が期待されている。

さらに、JICAが本邦で実施している「市場志向型農業振興」研修に参加した農業・水整備省農業生産振興局の職員を中心に SHEP²アプローチの実践が試みられており、帰国後の活動支援を通じた農家の園芸による所得向上が期待されている。

（3）低湿地の戦略的な整備・活用への協力

ブルキナファソ国は、サヘル地帯の厳しい気候の下、不安定で少ない雨水をいかに活用していくかが農業開発にとって重要であるため、JICAは2017年2月から「全国低湿地開発計画策定プロジェクト」を実施しており、今後、低湿地開発計画が策定され、ブルキナファソ国にて承認される予定である。承認後は、農地開発で重視されている低湿地の戦略的な整備・活用のために、策定された低湿地開発計画の着実な実施が求められている。また、ブルキナファソは2008年に立ちあげられた「アフリカ稲作振興のための共同体」（Coalition for African Rice Development、以下「CARD」）の

¹ フィリエールは仏語圏諸国において「ある商品の生産から消費までの段階の連鎖」を指し、そこに携わる人や組織のつながりを含む。

² SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) : ケニアで実施された技術協力プロジェクトで生まれた小規模園芸農家支援のアプローチ。野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

対象国として、国別稲作開発戦略(National Rice Development Strategy、以下「NRDS」)を策定するなど稲作振興に積極的に取り組んでおり、低湿地でのコメ栽培およびコメ増産が期待されている。なお、現在 CARD フェーズ2 の取り組みは2019年1月より開始されており、ブルキナファソは引き続き、CARD フェーズ2 の対象国の1つとなっている。

(4) 国民の栄養改善への協力

ブルキナファソは2011年にはScaling Up Nutrition (SUN) 運動に加盟するなど、国を挙げて栄養改善に取り組んできた。ブルキナファソ国政府は、National Health Development Plan や National Food and Nutrition Security Policy を策定しており、今後は農業と食を通じた栄養改善に係る具体的な取組を進める予定である。JICA は2016年に立ち上げられた国際イニシアティブ「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」のリードドナーとしてブルキナファソ国の栄養改善を支援しており、今後IFNA事務局、IFNAの運営メンバー³との連携により相乗効果が期待されると考えられる他ドナーとともに現場レベルでの活動の促進が求められている。特に学校給食については、現ブルキナファソ大統領は「全ての学齢期の子供に最低1食は良質で十分な量の食事を保証する」というイニシアティブを掲げており、同分野への協力にかかる日本への期待が高い。

本案件では、上記のような背景のもと、ブルキナファソ国政府の要請に基づき、農業・農村開発にかかる計画立案、援助調整、事業評価等に関するアドバイスをを行い、農業・水利省の政策策定能力および業務実施体制強化を継続的に支援するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ブルキナファソの農業セクターの情報を整理・分析し、ブルキナファソ政府関係機関に政策助言を行うとともに、我が国がこれまでに実施した協力案件やCARD、SHEP、IFNA支援を踏まえ、JICAの今後の農業分野における協力の方向性を提案し、具体的な協力案件の形成を支援する。また、JICAの実施中・実施済案件(終了予定案件を含む)に対するフォローアップを行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2019年4月中旬)

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ブルキナファソ農業政策文書(NRDS含む)等を確認し、ブルキナファソの農業・稲作開発、栄養に関する政策及び現状について把握する。
- ② ブルキナファソにおける、以下のJICA案件及び他ドナーの農業・食料・栄養関連分野の協力内容(実施中・計画中・実施済)につき、確認・把握する。
 - ・「市場志向型農産品振興マスタープラン策定支援(PAPAOM)」開発調査(2013~2015年)
 - ・「ゴマ生産支援プロジェクト」(2014~2019年)
 - ・「(科学技術)ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築

³ African Development Bank (AfDB), Food and Agriculture Organization (FAO), International Fund for Agricultural Development (IFAD), JICA, Japan International Research Center for Agricultural Sciences (JIRCAS), NEPAD Planning and Coordinating Agency (NPCA), United Nations Children's Fund (UNICEF), World Bank (WB), World Food Programme (WFP), World Health Organization (WHO)

- プロジェクト」(2017年～2022年)
 - ・「全国低湿地開発計画策定プロジェクト」(2017～2019年)
 - ・「栄養と農業に係る情報収集・確認調査」(2017年)
 - ・「大豆バリューチェーン強化専門家」(2017年～2019年)
 - ・「付加価値型大豆食品バリューチェーン構築ビジネス(SDGsビジネス)調査」(2018年～2020年)
 - ・「育苗及び生産の近代化による高品質イチゴの産地育成案件化調査」(2018年)
 - ・「食糧生産性と現金収入向上のための住民目線に立った普及サイト創出及び活用プロジェクト」(2016年～2019年)
 - ・「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2」(2014年～2017年)
 - ③ 別途 JICA が実施した CARD 終了時レビュー調査結果も活用し、ブルキナファソにおける CARD 支援の成果と課題を整理する。
 - ④ JICA 農村開発部との事前打合せに参加する(0.5日程度)。
現地業務工程表(案)を含むワークプラン(和文・仏文)を作成し、JICA 農村開発部との事前打合せ(0.5日程度)において提出・説明する。
- (2) 第1次現地業務期間(2019年4月下旬～2019年6月下旬)
- *業務日数は「2. 契約予定期間等」参照)
- ① 現地業務開始時に、JICA ブルキナファソ事務所及びブルキナファソ側 C/P 機関へワークプラン(和文・仏文)を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② ブルキナファソ政府関係機関、他ドナー、NGO、民間セクター、農業従事者等の農業セクター関係者との協議や現地調査等を通じ、農業セクターの基礎情報を整理の上、課題やニーズを抽出・分析する。
 - ③ 農業セクターの中でも特にコメ、大豆、ゴマ等のバリューチェーンに関し、(i)農業政策上の位置づけ、(ii)政府関係機関の業務所掌と実施体制(人員・予算・活動計画等)及び実施能力、(iii)他ドナーの支援状況、(iv)農家・民間セクターの役割等を詳細に確認し、政策実行に際しての課題やニーズを抽出・分析する。また、バリューチェーンが効果的に機能するよう、関係機関・関係者に対し助言を行う。
 - ④ 農業・食を通じた栄養改善に向けた取り組み(学校給食・学校菜園を含む)の現状及び課題を把握し、協力案件の形成に向けた保健省(国家栄養コーディネーション協議会(CNCN)等)、農業・水整備省(国家食料安全保障協議会(CNSA)、農村経済振興総局(DGPER)等)、国民・教育識字省(教育施設教材配分局(DAMSSE)等)、他ドナー等とのコーディネーションを促進する。
 - ⑤ 「市場志向型農業振興」研修に参加した帰国研修員のアクションプランの活動状況を確認するとともに、さらなる普及拡大に必要と考えられる方策について、農業・水整備省と検討を行う。
 - ⑥ JICA が過去に実施した協力案件(上記(1)②)の実施・活用状況や課題について調査を行い、必要なフォローアップ協力案を検討し、要すれば農業・水整備省に助言を行う。
 - ⑦ 農業セクターに関する JICA の研修事業について、人選及び帰国後のフォローについて農業・水整備省に助言を行う。
 - ⑧ JICA の案件形成・案件立上げへ支援として、情報収集・確認調査、詳細計画

策定調査に参加もしくは助言を行う。また案件要請のあった農業・水整備省との協議への参加、現場視察を通じて、技術的観点よりコメント・助言を行う。

- ⑨ 農業政策に関する会合や政策協議、実務者協議等への出席や個別の面談等を通じてドナーや先方政府に対し情報収集や発信を行うとともに、連携や協働の可能性や方法につき検討・提案する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、C/P 機関及び JICA ブルキナファソ事務所に提出し、報告する。

(3) 国内作業期間（第 1 次から第 2 次、第 2 次から第 3 次および第 3 次から第 4 次までの現地業務の合間）

* 業務日数は「2. 契約予定期間等」参照)

- ① 各次現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 農村開発部に提出し、派遣期間の業務達成状況を報告する。
- ② 各次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・仏文）を更新し、JICA 農村開発部に提出・説明する。

(4) 第 2 次現地業務期間（2019 年 7 月中旬月～9 月中旬）

- ① 第 1 次現地業務に引き続き、上記（2）①から⑨の業務を継続して実施する。

(5) 第 3 次現地業務期間（2019 年 10 月中旬～12 月中旬）

- ① 第 2 次現地業務に引き続き、上記（2）①から⑨の業務を継続して実施する。

(6) 第 4 次現地業務期間（2020 年 1 月下旬～3 月下旬）

- ① 第 3 次現地業務に引き続き、上記（2）①から⑨の業務を継続して実施する。

(7) 帰国後整理期間（2020 年 4 月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出する。
- ② 帰国報告会に出席して、業務達成状況を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、各報告書は簡易製本により提出するとともに、電子データでも提出すること。

(1) ワークプラン（全体及び各次現地業務）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ブルキナファソ事務所へ各 1 部）

仏文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ブルキナファソ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 業務従事月報

現地業務期間中／国内準備・整理期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 農村開発部及び JICA ブルキナファソ事務所に提出する。

(3) 現地業務結果報告書（各次現地業務）

和文 1 部（JICA 農村開発部へ 1 部）

仏文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ブルキナファソ事務所、C/P 機関へ各 1 部）
ただし、第 4 次現地業務結果報告書（和文）は「(4) 専門家業務完了報告書（和文）をもって代えることとする。

- (4) 専門家業務完了報告書（第 4 次現地業務終了後）
和文 1 部（JICA 農村開発部 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

なお、標準経路は原則日本⇄パリ又はアジスアベバ⇄ワガドゥグー⇄パリ又はアジスアベバ⇄日本とします。

- (2) 人件費単価

本業務における人件費単価は2019年度単価を上限とする。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

- ② 便宜供与内容

- ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 宿舎手配

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- ウ) 車両借上げ

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- エ) 通訳備上

なし

- オ) 執務スペースの提供

農業・水整備省内における執務スペース提供（予定）

- (2) 参考資料

- ① 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。

- ・ Preparatory Survey for the Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (IFNA) in Burkina Faso

②ウェブ公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト等で公開されています。

- ・ 農業・農村開発政策アドバイザー専門家活動報告
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc563.nsf/VW02040102/786B2AB7E82043EF49258324001EFD47?OpenDocument>
- ・ ブルキナファソ国 市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023648.html>
- ・ ブルキナファソ ゴマ生産支援プロジェクト中間レビュー調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033783.html>
- ・ アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)終了時レビュー調査ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035538.html>
- ・ 栄養プロファイル（ブルキナファソ）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/profile/ku57pq00002f6sdv-att/nutrition_profile_burkinafaso.pdf
- ・ ブルキナファソ学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査報告書
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1100580/index.html>

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上